

八戸市道路占用料徴収条例の一部改正について

当市では、道路法施行令の一部改正に準じ、八戸市道路占用料徴収条例の一部改正を行いましたので、お知らせします。

1. 改正内容 占用料の額の改定（八戸市道路占用料徴収条例第2条）
2. 施行期日 令和3年4月1日
3. 占用料単価比較

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	
			改正後	現行
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>510円</u>	440円
	第2種電柱		<u>790円</u>	680円
	第3種電柱		<u>1,100円</u>	920円
	第1種電話柱		<u>460円</u>	400円
	第2種電話柱		<u>730円</u>	630円
	第3種電話柱		<u>1,000円</u>	870円
	その他の柱類		<u>46円</u>	40円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	<u>3円</u>		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450円</u>	390円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>270円</u>	240円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>910円</u>	790円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円	330円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>	1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>	790円
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>19円</u>	17円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27円</u>	24円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41円</u>	36円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円	47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82円</u>	71円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110円</u>	95円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190円</u>	170円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270円</u>	240円
	外径が1メートル以上のもの		<u>550円</u>	470円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>	790円
法第32条 第1項第5号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た額	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの	Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.01を 乗じて得た額

占有物件		単位	占有料		
			改正後	現行	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>930円</u>	870円
	地下に設ける通路			<u>560円</u>	520円
	その他のもの			<u>910円</u>	790円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>	17円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	170円
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板(アーチ であるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	170円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>	1,700円
	標識		1本につき1年	<u>730円</u>	630円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19円</u>	17円
		その他のもの	1本につき1月	<u>190円</u>	170円
	幕 (令第7条第2 号に掲げる工 事用施設であ るものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>	17円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	170円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900円</u>	1,700円
その他のもの			<u>930円</u>	870円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>	790円	
令第7条第3号に掲げる施設			<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>	Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	170円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>91円</u>	79円	
令第7条 第8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>	Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額

占用物件		単位	占用料	
			改正後	現行
令第7条第8号に掲げる施設	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。